

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 水産経済部 ● 水産研究所</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 栽培漁業研究センター取水監視装置設置工事において、契約書第21条に基づき工期の延長が書面により請求されているが、変更契約書が作成されていないので、契約事項に変更があったときは、変更契約書を作成されたい。</p> <p>(2) フォークリフトバッテリー修繕請負契約において、契約書第9条第2項に基づく検査の結果が受注者に通知されていないので、契約書通りに履行されたい。</p>	<p>(1) 契約内容の認識不足により、変更契約書の作成を失念したものの。</p> <p>(2) 契約内容の認識不足により、検査の結果の通知の事務を失念していたもの。</p>	<p>契約に係る書類の確認を徹底し、今後、適正に事務処理いたします。</p> <p>契約に係る書類の確認を徹底し、今後、適正に事務処理いたします。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号 (3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>● 農林課 ○ 農政担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 太陽光発電自動出力制御装置取付工事請負契約において、1者から見積書を徴する随意契約ではあるが、金額が確定していない執行何の段階で、契約書(案)に契約金額が記載されているので、適正に事務処理されたい。</p> <p>2. その他の事務について 【指摘事項】 (1) 会計年度任用職員の時間外・休日勤務手当連絡書において、令和5年4月分の時間外合計に計算誤りがあり、時間外勤務手当の過支給が生じているので、確認のうえ適正な措置を講じられたい。</p> <p>○ 林務・自然保護担当</p> <p>1. 契約事務について 【指摘事項】 (1) 森林環境保全整備間伐工事請負契約において、「指名競争入札の執行について」の通知文に、契約保証金の免除及び前金払を行わないことが記載されているが、契約書第4条には契約保証金の納付についての記載があり、第34条には前金払の請求についての記載があるので、契約書の作成にあたっては、確認を徹底をされたい。</p> <p>2. その他の事務について 【指摘事項】 (1) 鳥獣被害対策実施隊員及び根室市有林野監視員の離職に伴う報酬の支払いについて、月の途中で職を離れたときは、その日までの報酬を支給することとなっているが、日割支給されておらず過不足が生じているので、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第3条を確認のうえ、適正な措置を講じられたい。</p>	<p>執行何作成時の確認不足によるもの。</p> <p>確認不足により、算定を誤ったもの</p> <p>確認不足により、削除を失念したもの。</p> <p>規則の理解不足により、過不足が生じたもの。</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう、確認を徹底する。</p> <p>今後は出勤簿及び時間外勤務命令との突合等確認を徹底する。 過払分時間外勤務手当について、当該会計年度職員より戻入済。</p> <p>今後は執行何作成及び決裁時には、他の項目を含め確認を徹底する。</p> <p>今後はこのようなことが無いよう、確認を徹底する。 被支給者に説明の上、差額分については対応済。</p>

監査指摘事項措置状況調

定期監査報告 第5号(3-3)

監査指摘事項	原因の把握(誤りとなった原因について記載すること)	措置状況(事務処理の改善を含め記載すること)
<p>(2) 普通旅費の支給において、鉄道賃の特急料金は片道100km以上の場合に支給できるが、100km未満の区間で支給しているものがあるので、市職員等の旅費に関する条例第14条を確認のうえ、適正な措置を講じられたい。</p>	<p>規則の理解不足により、誤って支給してしまったもの。</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう、確認を徹底する。 被支給者に説明の上、差額分については、既に戻入済。</p>